

## 改正の概要

建設業退職金共済証紙の事務取扱運用 (No.63)

- 1 押印の廃止に伴う様式の改正 (3件)  
様式中から印マークを削除し、提出にあたっては必ずしも押印を要さないこととした。  
※ 受注者が提出される様式については、ウェブサイト中「建設工事請負契約に関する提出書類等」のページに掲載している。
- 2 その他、文言の訂正
- 3 施行期日 令和3年4月1日

建設業退職金共済証紙の事務取扱運用の一部を改正する運用

建設業退職金共済証紙の事務取扱運用の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 省略 (証紙の購入)</p> <p>第3条 証紙の購入は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 元請負者並びに下請負者は、証紙を購入する場合は、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数を的確に把握し、必要枚数を算出するものとする。ただし、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数の把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構(以下「建退共機構」という。)が定める「共済証紙購入の考え方について」(別紙1)を参考として必要枚数を算出することができるものとする。</p> <p>(2) 元請負者は、<b>前号</b>の規定により算出した元請負者及び下請負者が必要とする証紙を、当該工事の請負契約締結後の1か月以内に一括又は分割して購入するものとする。ただし、元請負者は、下請負者に対し証紙の現物による交付が困難な場合は、証紙購入相当額を下請代金に算入することができるものとする。</p> <p>(3) 元請負者は、証紙に不足を生じた場合は、直ちに<b>第1号本文</b>の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。</p> <p>第4条 省略 (購入報告書等の提出時期)</p> <p>第5条 証紙購入状況の確認は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 元請負者は、工事請負契約締結後1か月以内に、購入報告書を</p>	<p>第1条及び第2条 省略 (証紙の購入)</p> <p>第3条 証紙の購入は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 元請負者並びに下請負者は、証紙を購入する場合は、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数を的確に把握し、必要枚数を算出するものとする。ただし、対象労働者の当該工事に係る就労予定日数の把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構(以下「建退共機構」という。)が定める「共済証紙購入の考え方について」(別紙1)を参考として必要枚数を算出することができるものとする。</p> <p>(2) 元請負者は、<b>前項</b>の規定により算出した元請負者及び下請負者が必要とする証紙を、当該工事の請負契約締結後の1か月以内に一括又は分割して購入するものとする。ただし、元請負者は、下請負者に対し証紙の現物による交付が困難な場合は、証紙購入相当額を下請代金に算入することができるものとする。</p> <p>(3) 元請負者は、証紙に不足を生じた場合は、直ちに<b>(1)前段</b>の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。</p> <p>第4条 省略 (購入報告書等の提出時期)</p> <p>第5条 証紙購入状況の確認は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 元請負者は、工事請負契約締結後1か月以内に、購入報告書を</p>

工事担当課長に提出するものとする。ただし、対象労働者がいない場合又は期限内に購入報告書を提出できない事情があると認められる場合は、建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 元請負者は、**第3条第3号**の規定により追加購入したときは、**前条第1号**の例により追加購入分の購入報告書を作成し、工事完了までに提出するものとする。

(3) 元請負者は、工事が完成した場合には建設業退職金証紙使用状況報告書（様式第3号）を工事担当課長に提出するものとする。

#### 第6条 省略

（建退共制度への加入促進等）

第7条 工事担当課長は、建退共制度の更なる履行確保を図るため、次のことについて元請負者に対し説明を行い、建退共制度の加入促進に努めるものとする。

(1) 下請負者の建退共制度への加入及び証紙の購入、貼付の促進に努めること。

(2) 下請負者に対する証紙の現物交付に努めること。

(3) **対象工事以外**の工事についても元請負者が証紙の購入に努めること。

様式第1号 別添

様式第2号 別添

様式第3号 別添

工事担当課長に提出するものとする。ただし、対象労働者がいない場合又は期限内に購入報告書を提出できない事情があると認められる場合は、建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 元請負者は、**第3条の第3項**の規定により追加購入したときは、**前条第1項**の例により追加購入分の購入報告書を作成し、工事完了までに提出するものとする。

(3) 元請負者は、工事が完成した場合には建設業退職金証紙使用状況報告書（様式第3号）を工事担当課長に提出するものとする。

#### 第6条 省略

（建退共制度への加入促進等）

第7条 工事担当課長は、建退共制度の更なる履行確保を図るため、次のことについて元請負者に対し説明を行い、建退共制度の加入促進に努めるものとする。

(1) 下請負者の建退共制度への加入及び証紙の購入、貼付の促進に努めること。

(2) 下請負者に対する証紙の現物交付に努めること。

(3) **130万円未満**の工事についても元請負者が証紙の購入に努めること。

様式第1号 別添

様式第2号 別添

様式第3号 別添

#### 附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。